

告示第33号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗に係る廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年2月1日

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 天満屋ハッピータウン向島店
所在地 尾道市向島町字四軒島5532番8外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 有限会社サエキ 代表取締役 佐伯 達也
住所 広島県尾道市向島町5536番地
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
5,707㎡
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0㎡
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成29年1月15日
- 6 廃止する理由
退店のため
- 7 届出年月日
平成29年1月31日